

サービス管理責任者等研修制度 の取扱い等について

児・者共通

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④（OJT）**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件④**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

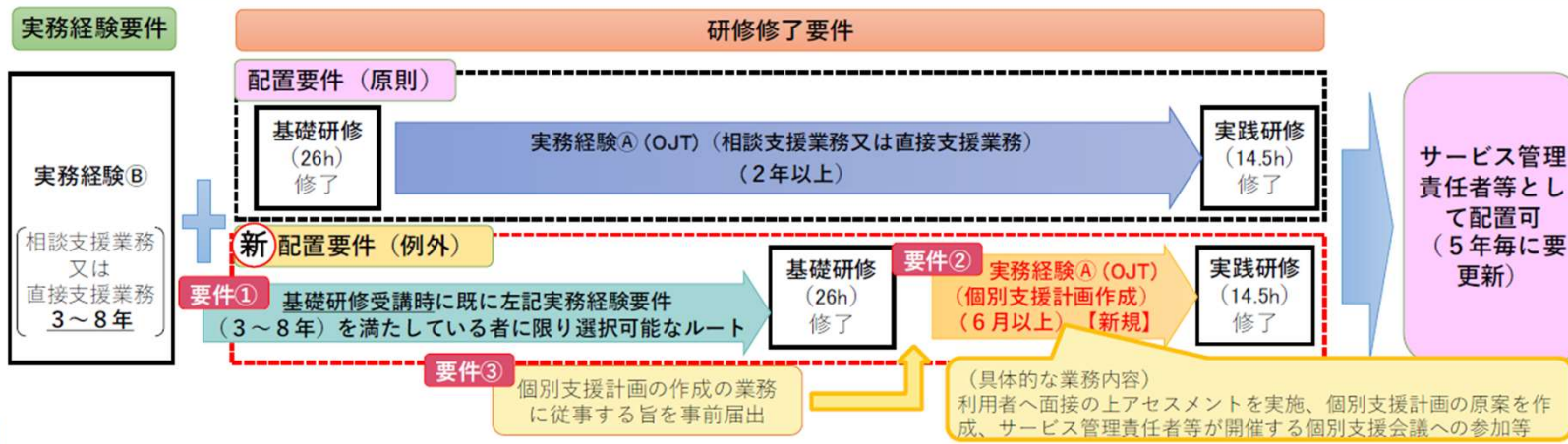
- ② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）**を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験④（OJT）の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）



【香川県障害福祉課】

○ サービス管理責任者
（児童発達支援管理責任者）等の資格要件

https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogaifukushi/shisetsu/shien_shisetsu/sabikan_youken.html

基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT 2 年以上）について、以下のいずれの要件も満たす場合は、例外的に「6 月以上」※1とする。

要件1	サービス管理責任者等基礎研修の受講開始時に、サービス管理責任者等の実務経験要件を満たしている者
要件2	障害福祉サービス事業所・施設において、 <u>個別支援計画（原案）作成業務※2</u> に6月以上従事する者（下記ア・イ・ウのいずれか） ア サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの業務に従事する場合 イ やむを得ない事由による欠如が認められた事業所で配置されたサービス管理責任者等であって、個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合 ウ 令和3年度末（令和4年3月末）までに、実務経験者及び基礎研修修了者であるサービス管理責任者等（経過措置対象者）であって、個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合
要件3	要件2に従事することについて、 <u>指定権者へ届出※3</u> を行っている者

※1：6月以上の実務経験とは

業務に従事した期間が6月以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が90日以上であることを言うものとする。

※2：個別支援計画（原案）作成業務

頻度は、少なくとも概ね計10回以上実施することが基本となる。

※3：指定権者へ届出

例外的な取り扱いを受けたい場合は、サービス管理責任者等基礎研修終了後、障害福祉サービス等事業所・施設において、個別支援計画（原案）作成業務従事することを指定権者へ届け出ることが必要。

提出前に指定権者へ連絡して確認を

（サービス管理責任者等実践研修を受講する際に「受付印」のある届出書の提出が必要です）

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

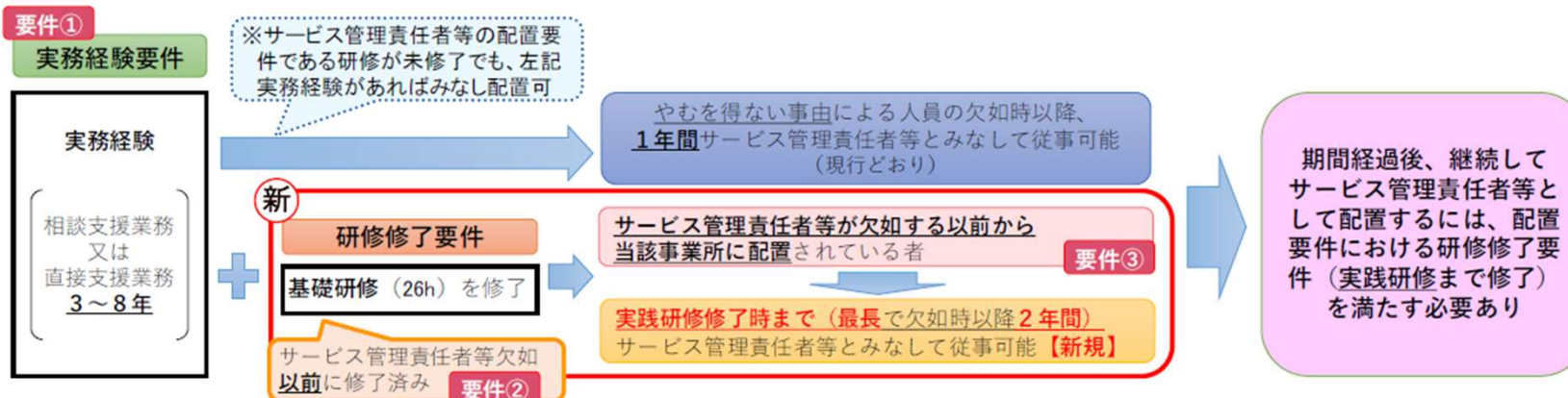
② やむを得ない事由による措置について

- ・ **やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



【香川県障害福祉課】

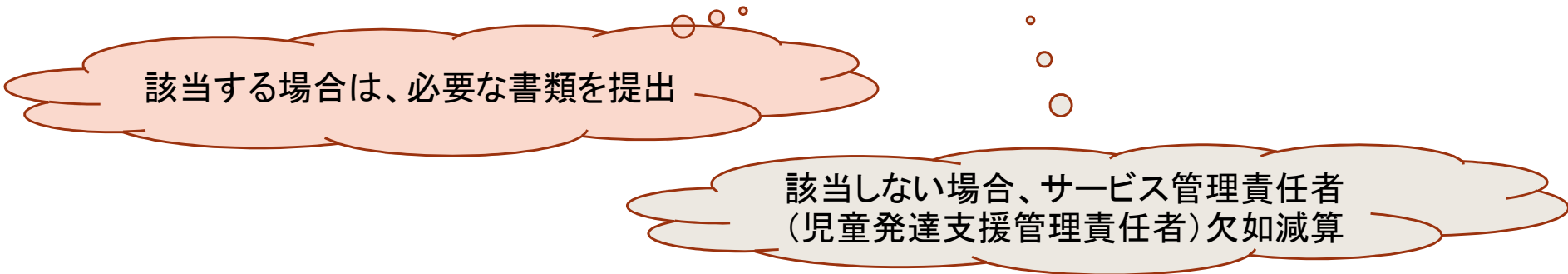
○ サービス管理責任者
（児童発達支援管理責任者）等の資格要件

https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogaifukushi/shisetsu/shien_shisetsu/sabikan_youken.html

やむを得ない事由とは、運営法人（雇用主）が事前に予期することができない以下の場合

- ①サービス管理責任者等が死亡、失踪した場合
- ②サービス管理責任者等（及びその家族）が病気や怪我などにより急遽休職、退職した場合
- ③災害等により研修が中止になり、期間内に受講できなかった場合

やむを得ない事由に該当するか否かは指定権者が判断するため、必ず協議すること。



該当する場合は、必要な書類を提出

該当しない場合、サービス管理責任者
（児童発達支援管理責任者）欠如減算

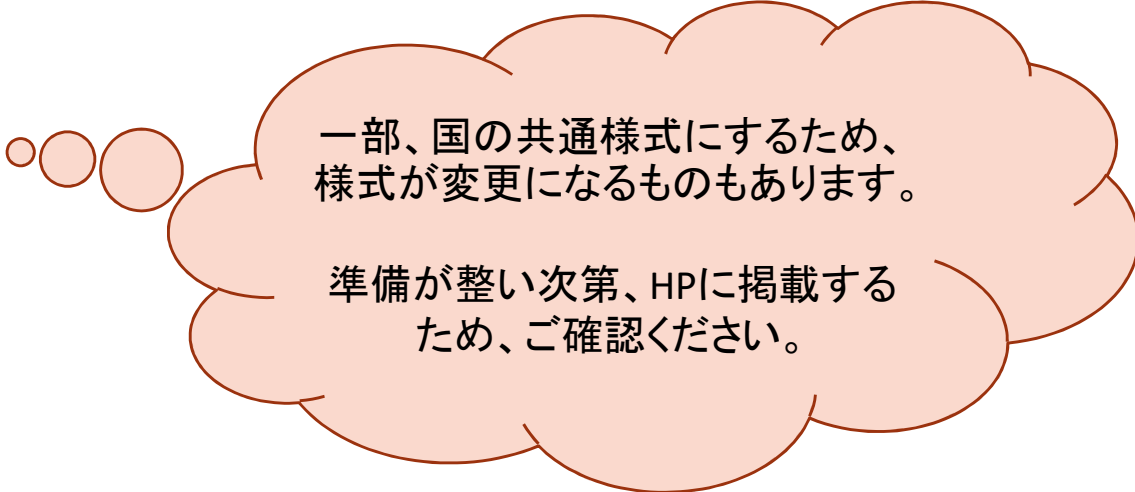
指定申請書・各種変更届等の提出について(今後の予定)

時期未定（決定次第、お知らせします）

現在、持参もしくは郵送で提出していただいているものが、香川県電子申請届出システムからの提出になります。高松市においては、電子申請導入について検討中です。

【対象】

- ・ 新規指定申請書
- ・ 指定変更申請書
- ・ 指定更新申請書
- ・ 各種変更届
- ・ 上記に必要な添付書類



一部、国の共通様式にするため、
様式が変更になるものもあります。

準備が整い次第、HPに掲載する
ため、ご確認ください。